

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	小・中学校通級指導教室事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市通級設置要綱			
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる					
	(2)学校教育の充実					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	今日、特別支援教育に係る体制(法改正含む)の充実が求められ、これに対する事業展開と体制が必要とされる。		平成23年度 予算現額			965
			平成24年度	通級指導教室として、通級児童・生徒を受入れ特別支援教育を実施。併せて、教育相談を実施。	該当児童・生徒の発達の可能性を最大限引き出し、本人はもとより保護者の負託に応える。	965
			平成25年度	通級指導教室として、通級児童・生徒を受入れ特別支援教育を実施。併せて、教育相談を実施。	該当児童・生徒の発達の可能性を最大限引き出し、本人はもとより保護者の負託に応える。	965
			平成26年度	通級指導教室として、通級児童・生徒を受入れ特別支援教育を実施。併せて、教育相談を実施。	該当児童・生徒の発達の可能性を最大限引き出し、本人はもとより保護者の負託に応える。	965
具体的な実施内容	小・中学校において通常の学級に在籍する比較的軽度の障がいのある児童・生徒に対し、その障がいに応じ、週に数回の特別指導を実施。また、特別支援教育を必要とする児童・園児・生徒にかかる教育相談・発達検査を実施。 本教室のコーディネーターは、本市学校・園・所のリーダー的コーディネーターとして、特別支援教育の先導的役割を担っている。					
事業の目的	様々な障がいの程度・種類に応じた特別支援教育を実施し、教育の保障を図る。					
事業の効果	障がい程度・障がい種類に応じた特別支援により、教育の保障が図れる。また、教育相談事業を通じて早期支援が図れる。					